

一部改正!

栃木県衣服製造業 最低工賃

改正日 4年4月21日(木)

対象の品目、工程や規格の区分により金額が異なります。
詳細は市ホームページ
をご覧ください。



栃木労働局賃金室

☎028・634・9109

足利労働基準監督署・☎④1188

募集 『わたしの学び』発表者

生涯学習課・☎③1311

皆さんが日頃実践している学びの成果を社会に活かすため、その知識や経験を発表する機会を設けます。

発表会 11・12月中に開催予定

※各回1人の発表となります。

応募資格 市内在住で生涯学習に取り組んでいる方

応募基準 ①自主的な学びの成果を発表することで市民の学習の機会となるもので②営利目的特定の政党や宗教の宣伝、公共の福祉を害するものでないこと
※趣味、スポーツなどの実技指導を伴うものも含まれます。

応募方法

6月30日(木)

までに申請

書類に必要

事項を書い

て同課(生

涯学習セン

ター内)

審査方法

面談と審査会による

※チラシ、申請書類は同課または各公民館、市ホームページから入手できます。

募集 不要になった学生服など

制服リサイクルバンク

☎③4411

受付日時 月々金曜日(祝日、年末年始を除く)／午前10時～午後4時(12月から2月は午後3時30分まで)

場所 ニューミヤコホテル1階

(東武足利市駅北口)

内容 制服(中高生)、ワイシャツ、ブラウス、スカート、運動着、柔道着、ランドセルなど

▼譲る方 無料で提供できる方

↓提供品を同バンクへ持参

※クリーニングは不要です。

▼譲って欲しい方 市内の中学・高校に通学している方 ↓同



事例から学ぶ! 消費者トラブル

CASE 67 3年先の新聞を契約していた!?

新聞契約が来月で終わる予定だったが、別の販売店から再来月から3年間の購読契約をしていると言われた。そんなに先の長期の契約をした覚えが無い。



期間・内容・販売店名の確認を!

特に高齢者の場合、病気などやむを得ない理由で新聞の購読が続けられなくなる可能性があるため、長期契約や『先付け』契約は避けましょう。『3カ月』との約束で契約期間が白紙の契約書に署名をしたら勝手に『3年間』と書き込まれた、アンケート用紙だと言われて署名をしたら契約書だったなどのトラブル事例もあります。契約の際は契約期間・内容・販売店名を十分に確認してください。



迷ったら、すぐ電話!

消費生活センター・☎③1211

平日午前9時～午後4時

募集 各種 自衛官

自衛隊足利地域事務所

☎⑦0230

募集職種と対象年齢

①航空学生(海) 18歳以上23歳

未満

②航空学生(空) 18歳以上21歳

未満

③自衛隊一般曹候補生④自衛官

候補生 18歳以上33歳未満

バンクへ来場

※目的外利用を防ぐため、名前などの申告あり。
※クリーニング代程度の負担あり。

▽①② 9月8日(木)まで
▽③ 9月5日(月)まで
※④は随時受付。

申込方法 願書を同事務所
※詳しくは自衛隊栃木地方協力
本部ホームページをご覧ください。



変わります

児童手当の制度

こども家庭政策課・☎202137

●毎年6月に提出していた現況届が原則不要に

ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要です

- ・離婚協議中で配偶者と別居して受給している方
- ・配偶者からの暴力などで本市に住民登録がなく受給している方
- ・施設などの受給者(里親の受給者を含む)
- ・その他、本市から提出の案内があった方

※提出が必要な方には6月上旬頃に書類を郵送しますので、必ず提出してください。

※提出が確認できない場合には、10月支給分以降の手当を受けられません。

 ○提出期限 **4年6月30日(木)**

 ○提出方法 **同封の返信用封筒で郵送**


●特例給付の支給に所得上限限度額を設定

10月支給分から、受給者の所得が下記の『所得限度額表』②以上の場合、手当は支給されなくなります。所得が同表①未満の場合は児童手当を支給し、所得が①以上②未満の場合は特例給付(児童1人当たり月額5,000円)を支給します。

※手当が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

※支給金額については、下記の『支給金額表』のとおりです。

[所得限度額表]

扶養親族 人数	①所得制限限度額		新設	②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	
0人	622	833.3	858	1,071	
1人	660	875.6	896	1,124	
2人	698	917.8	934	1,162	
3人	736	960	972	1,200	
4人	774	1,002	1,010	1,238	
5人	812	1,040	1,048	1,276	

[支給金額表]

児童の年齢	所得制限限度額 未満の受給者	所得制限限度額を 超えた受給者	所得上限限度額を 超えた受給者
3歳未満	15,000円	5,000円 (特例給付)	支給なし
3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円		
3歳以上小学校修了前 (第3子以降)	15,000円		
中学生(一律)	10,000円		